

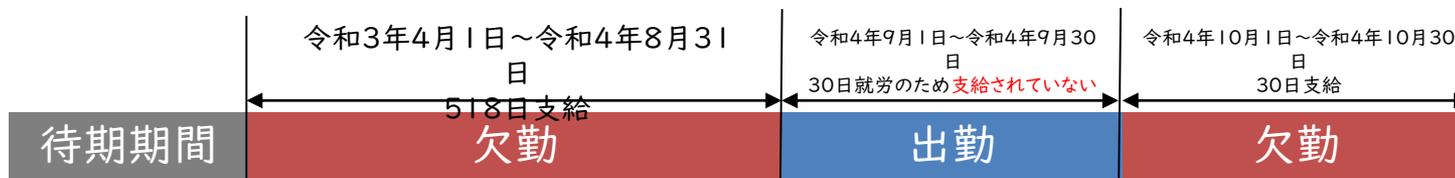
A5 4 令和4年9月1日から令和4年9月30日は傷病手当金を受給していないため、 令和4年10月1日から令和4年10月30日までの期間、傷病手当金が支給される。

傷病手当金が支給される期間は通算して1年6か月間です

傷病手当金は支給が始まった日(支給開始日)から実際に支給された期間(支給期間)を**通算して1年6か月の期間**を限度として支給されます。

～Cさんの場合の傷病手当金支給期間～

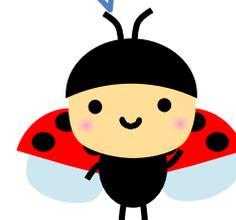
- ① Cさんの傷病手当金の支給期間を計算します。
傷病手当金の支給可能期間は、支給開始日の1年6か月後になりますが、出勤等で支給されない期間があった場合、その期間は繰り越されます。
Cさんの場合、令和3年4月1日が支給開始日のため、その1年6か月後である令和4年9月30日までの暦日数は**548日**となり、この日数が傷病手当金の**総支給可能日数**となります。
- ② Cさんは、令和4年9月1日から令和4年9月30日までの30日間は就労しており、傷病手当金を受給していないため、令和4年10月1日以降の傷病手当金の**支給可能残日数は30日**となります。



通算して1年6か月(548日)支給可能

したがって、Cさんは、令和4年10月1日以降の支給可能残日数は30日間のため、
令和4年10月1日から令和4年10月30日までの30日間傷病手当金が支給されます。

令和4年1月1日法改正により通算することになりました。改正前である支給開始日が令和2年7月1日以前のものについては支給開始日から起算して1年6か月までの期間で支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。



★通算されない期間の詳細は次のページをご覧ください。

以下の期間は傷病手当金の支給期間に通算されません

- ①賃金が会社から支払われていて、不支給になった期間
- ②老齢年金や障害年金を受給して、不支給になった期間
- ③出産手当金を受給して、不支給になった期間

傷病手当金を申請した期間の中に上記①～③が含まれた場合、その期間は傷病手当金の支給期間である1年6か月に含まれず、通算されません。

ただし、上記①～③の理由で減額調整となった期間は、傷病手当金の支給期間に通算されます。

★その他選択肢の解説

選択肢	
1	一度就労したため、令和4年10月1日から3日間は待期期間となり、令和4年10月4日から令和4年10月31日までの期間は傷病手当金が支給される。 →一度就労した場合でも同じ傷病でその期間、通院(治療)している場合、初回ではないため、待期期間は取らない。よって、不正解。
2	法定満了日は令和4年9月30日までのため、令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間は傷病手当金が支給されない。 →支給開始日が令和2年7月1日以前の場合は、支給開始日より1年6か月後が法定満了日となるが、令和2年7月2日以降の場合、支給される期間は通算して1年6か月間であり、支給可能残日数が30日間あるため不正解。
3	令和4年9月1日から令和4年9月30日は傷病手当金を受給していないため、令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間、傷病手当金が支給されるが、令和4年10月31日は支給されない。 →令和4年9月1日～9月30日の30日間傷病手当金が支給されていないため、支給可能残日数が30日間となり、令和4年10月31日は不支給となるため不正解。